

ついに「日米物品貿易協定」(TAG)交渉へ

—TPP11・日EU-EPAに続き、更なる「市場開放」か—

一般社団法人 北海道地域農業研究所

所長 飯澤 理一郎

わが国はいよいよ「メガEPA・FTA」の時代を迎えたと言っても良い。去る十二月三〇日にはTPP11が発足し、二月早々には日EU-EPAも発足の見込みとなっている。わが国の大型EPAの一つとされ、反対の世論や運動が展開される中で締結された日豪EPAもその陰がくらみそつである。TPP11にはそのオーストラリアを始め、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、チリなどの名だたる「新大陸」農畜産物・加工品輸出大国がひしめき合い、また他方のEUはチーズ、ワイン、鶏肉、パスタ、チョコ

レート菓子などで抜群の知名度、競争力を持っている。「強敵」と言うよりも「敵にしたいくない相手」と言っても良い。

TPPのTPP11への衣替えと日EU-EPAの合意

ところで、TPP11や日EU-EPAは何故に、堰を切ったかのように矢継ぎ早に結ばれたのであろうか。この間の経緯をご存じの読者諸賢にはあえて言う必要もあるまい。トランプ大統領の登場である。

今から二年ちょっと前、アメリカでは大統領選挙が闘われていた。夏頃までは「泡沫」にも近く、劣勢を伝えられていたトランプ候補が中西部のラストベルト、旧鉄鋼・自動車・石炭地帯を制し、断然有力視されていたオバマ後継クリントン候補に大差を付けて勝利したのである。年のせいでも小さい活字を読むのが苦手になったせいだろうか、投票前に「次はトランプ」と明言していたのは副島隆彦氏くらいなものであったような気がしてならない(副島隆彦著「トランプ大統領とアメリカの真実」、日本文芸社、二〇一

六年七月、を参照)。我が国の報道機関もござって、ほぼクリントン候補の「有利」を報じ、あまつさえ「当確」をも報じる勢いであった。トランプ候補の当選は、極言すれば予想だにできなかった「青天の霹靂」「一大事」だったのかも知れない。

「びっくり仰天」のせいか、巷には「今後の日米関係はどうなるのか」とか、「ポピュリズム云々」とかの話題が充満した。相前後して、『ポピュリズムとは何か』（水島治郎著、中公新書、二〇一六年）、『欧州ポピュリズム』（庄司克広著、ちくま新書、二〇一八年）、『民主制とポピュリズム』（佐々木毅編著、筑摩書房、二〇一八年）など、ポピュリズムを冠した著書が次々に書棚を賑わせた。

思えばトランプ候補は当初からTPPに疑義を唱え、反対を表明していた。まさか当選はあるまいと思っていた候補が当選を果たし、アメリカのTPP離脱が

すこぶる現実味を帯びてきたから、「度肝」を抜かれたと言っつか、大いに当惑し、慌てふためいたのも無理はない。欧米諸国を差し置いて、わが首相は当選早々の、次の大統領予定者であったとしても正式にはまだ「大統領」にはなっていない、トランプ氏をトランプタワーに訪ね、初顔合わせ・会談を行ったのはその何よりも証左と言っても良いかも知れない。

しかし、幾ら説得に努めてもTPP離脱のトランプ氏の意味は覆らず、ついに翌年一月の大統領就任日翌日、TPP「永久離脱宣言」への署名となったのである。これで「TPPは潰えた」と誰もが思ったに違いない。我が政府もしばらくそう思い、一方ではアメリカの復帰をあらゆる機会を捉え執拗に訴えつつ、他方ではTPPに代わる大型EPA＝日EU EPAの妥結へ向け大きく舵を切り、精力を傾けて行くことになるのである。また、離脱宣言から暫くしてアメリカ抜き

のTPP11とは言えアメリカの復帰を強く訴える「仮の姿」「臨時」のTPPと言っても良い一構想が急浮上したのである。こう解釈すると、TPP11では約束内容をほとんど変えずに、また、日EU EPAでは合意出来なかった「投資」等の条項を別協定で扱うとして除外し、脱粉・バター関税割当数量や牛肉・豚肉のセーフガード発動基本の見直しなしに、ともかくも大筋合意を急いだのも、故なきことではないと言えよう。われわれはそこに「アメリカ再登場待望論」が色濃く充満しているのを感じざるを得ないのである。

何が違う物品貿易協定 (TAG) とFTA

執拗に追い求めてきたアメリカは思いもよらぬところでひょっこりと顔を出した。去る四月と九月の日米首脳会談で

ある。四月の会談では、一昨年来の麻生副総理とペンス副大統領との「日米経済対話」に加え、主に通商問題を取り扱う

「新たな貿易協議」（茂木経済再生担当相・ライトハイザー（USTR代表）の開始が、また、九月の会談では「日米物品貿易協定」の協議開始が宣言された。前者は自由（Free）、公正（Fair）、相互的（Reciprocal）の頭文字を取ってFRFと称し、後者はTrade Agreement on Goodsの頭文字を取ってTAGと称するらしい。FRFは確かにアメリカについてはそつなるかも知れないが、日本にとっても自由・公正・相互的なものか。過年度の「日米交渉」の諸結果、一九七〇年代の自動車輸出摩擦と自主規制、八〇年代の「牛肉・オレシツ交渉」、九〇年代の本店法の改訂・廃止、そして最近のかんぽ生命の「ガン保険」からの撤退と間髪を入れない郵政グループによるアフラックのガン保険の取扱開始、を巡

る顛末を見ても、とても勝ち目があざむころか、自由で公正で相互的であったとは思えそつにもない。

また、後者の共同声明からTrade Agreement on Goodsのうらだけ抜き出して「TAG」と称して良いものか否か、大いに疑問の残るところである。参考までにその原文（英文）と米国大使館訳、日本外務省訳を以下に示しておくので、各々吟味して頂きたら

（<http://www.jacom.or.jp/nousei/tokusyu/2018/10/181011-36377.php>）。

原文

3. Japan and the United States will enter into negotiation, following the completion of necessary domestic procedures, for a Japan-United States Trade Agreement on goods, as well as on other key areas including services, that can

produce early achievements.

米国大使館訳

3. 米国と日本は、必要な国内手続が完了した後、早期に成果が生じる可能性のある物品、またサービスを含むその他重要分野における日米貿易協定の交渉を開始する。

日本外務省訳

3. 日米両国は、所要の国内調整を経た後に、日米物品貿易協定（TAG）について、また、他の重要な分野（サービスを含む）で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する。

画訳はどつとなく同じようにも見える

が、大きく異なつてくるような気がしてならない。交渉を開始するのは日本政府が言ひよつに「物品」に限つてのことなのであるか。また、後段の「他の重要な分野（サービスを含む）」は、「遠く、将来、交渉をする一般的な可能性があること」を単に述べただけのことな

のである。そうでもとらない限り
—米国大使館訳のように、物品とサービ
スを含む他の重要な分野の交渉を同時並
行的に交渉するとなると—、部分的であ
れ包括的であれ、まさにFTAに該当す
るのではないだろうか。それでは「物品
に限る協定」で「包括的なFTAとは全
く異なる」としてきた政府公式見解と大
いに矛盾してしまう。まさか、「TA
G」と「FTA」とでは「TA」は同じ
で「G」と「F」が違っただけで、FとG
とはアルファベット順でGの方が後に
あるから、より「強固」な「内実のあ
る」貿易協定を目指すことが表明されて
いるのである、などと悪ぶざけするわけ
ではあるまい。

気になる最近のアメリカの動 きとWTO「最恵国待遇」原則

仮に「物品に限る協定」であったに

ても、「貿易赤字削減に向けた日本の動
きは始まったばかりだ」とするトランプ
大統領の発言や「関税の引き下げ幅はT
PPや日EU EPA以上」とするハー
デュー米国農務長官の発言、「日本と歴
史的な自由貿易の取引に冠する交渉を間
もなく始める」とするペンス副大統領の
発言、更に「自動車、農業、サービス分
野を中心に市場開放が不十分」とした政
府の議会提出文書は大いに気になるとこ
ろである。また、食肉団体など米国の農
業団体の動きも注視しなければならぬ。
更に、一部農林水産品で環太平洋連携協
定(TPP)を超える譲歩の可能性も
「否定できない」とした茂木経済再生担
当相の発言も、更なる門戸開放の可能性
を臭わせたものとして見落とせない。
ところで、もう一つ大いに気になるこ
とがある。設立交渉時、我が国が「多様
な農業の共存」を掲げて、特にアメリカ
やEUと渡り合ったWTO協定に全ての

加盟国に対して「関税率など貿易条件を
同じにする」と言っ「最恵国待遇」原則
があることである。ただし、更なる自由
化推進を掲げたFTAは、その権化とも
言えるEUを有力交渉「国」としていた
ことも手伝ってその例外とされ、加盟国
間に限った関税率の引き下げなどが認め
られたのである。日米物品貿易協定がF
TAでないとするれば「最恵国待遇」原則
の適用となり、アメリカ以外にも、即ち
韓国にもインドにも、あるいはブラジル
などにも同じ条件を提供しなければなら
ないのである。それともWTOの原則を
無視するのであるか。大いに疑問の湧
くところである。

こうした疑念・不安を残しつつ、トラ
ンプ政権は既に議会に「日本との交渉開
始」を通告したことから、いよいよ交渉
が一月中旬にも開始されそうである。果
たしていかなる交渉になり結末になるか、
大いに注視していかなければならない。